

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

平川市長 様

情報提供者 住所
氏名
連絡先

空家等又は空地に関する情報提供書

次のとおり、空家等又は空地に関する情報を提供します。

空家等又は空地の状態	
1 空家等又は空地 の場所	平川市
2 空家等又は空地 となった時期	
3 空家等又は空地 の状況等	

備考 空家等又は空地の位置がわかる地図等を添付するか、略図を上欄に記入してください。

様式第 2 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

平川市長



空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたが所有又は管理する下記の空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）第 2 2 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行のため、下記のとおり法第 9 条第 2 項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

1 空家等の所在地	平川市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 報告を求める内容	
4 報告の期限	年 月 日
5 報告の提出先	責任者 担 当 連絡先

備考

- 1 報告の期限までに報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。
- 2 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合は、法第22条第1項から第3項の規定に基づき、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行うことがあります。

教示

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第 3 号（第 3 条関係）

年 月 日

平川市長 様

提出者 住所
氏名
電話番号
（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づき、 年 月 日 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

1 空家等の所在地	平川市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 報告事項	
4 添付書類	

様式第 4 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

平川市長 印

空家等の立入調査実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 5 条の規定により、空家等（居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物等及びその敷地をいう。）の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならないとされています。

あなた（相続人である場合を含む。）が所有又は管理する下記の空家等については、法第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行に必要なため、下記のとおり法第 9 条第 2 項の規定により立ち入って調査を行いますので、その旨を同条第 3 項の規定により通知します。

ついては、所有者等の立会いが可能な場合は、本通知が到達した日の翌日から起算して 5 日以内に下記まで連絡してください。

なお、空家等の所有等又は状態が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置をされている場合は、下記まで連絡してください。

記

1 空家等の所在地	平川市
2 空家等の状態 (立入調査の理由)	
3 立入調査日	本通知が到達した日の翌日から起算して 5 日を超えた日（立会いが可能な場合は市と協議して定めた日）
4 立入職員の所属 及び連絡先	

備考 この通知による法第 9 条第 2 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、20 万円以下の過料に処せられます。

様式第 5 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

平川市長 印

空地の立入調査実施通知書

平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、自らの責任及び負担において空家等又は空地が管理不全な状態等にならないよう、常に適切にこれを管理しなければならないとしています。

あなた（相続人である場合を含む。）が所有又は管理する下記の空地について、下記のとおり平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例第 1 2 条第 2 項の規定により立ち入って調査を行いますので、その旨を同条第 4 項の規定により通知します。

ついては、所有者等の立会いが可能な場合は、本通知が到達した日の翌日から起算して 5 日以内に下記まで連絡してください。

なお、空地の所有等又は状態が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置をされている場合は、下記まで連絡してください。

記

1 空地の所在地	平川市
2 空地の状態 (立入調査の理由)	
3 立入調査日	本通知が到達した日の翌日から起算して 5 日を超えた日（立会いが可能な場合は市と協議して定めた日）
4 立入職員の所属 及び連絡先	

様式第 6 号（第 3 条関係）

(表)

9 cm

空家等の立入調査員証

所 属

職 名

氏 名

生年月日

(写真)

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項の規定に基づく立入調査に従事する職員であることを証明する。

年 月 日 (年 月 日まで有効)

平川市長

印

6 cm

(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）
(立入調査等)

第 9 条 略

2 市町村長は、第 2 2 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その 5 日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第 2 項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第 7 号（第 3 条関係）

(表)

9 cm

6 cm

空地の立入調査員証

所 属

職 名

氏 名

生年月日

(写真)

上記の者は、平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例第 1 2 条第 2 項の規定に基づく立入調査に従事する職員であることを証明する。

年 月 日 (年 月 日まで有効)

平川市長

印

(裏)

平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例（抜粋）

(調査等)

第 1 2 条 略

2 市長は、管理不全状態等にある空地を発見したとき又は市民等から第 6 条第 2 項の規定による情報提供（空地情報に限る。）を受けたときは、当該空地の状態及び所有者等について必要な調査をすることができる。

3 市長は、この条例の施行に必要な限度において、所有者等若しくは市民等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に管理不全状態等の空地に立ち入らせ、当該空地の状態及び所有者等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 市長は前項の規定により職員を空地に立ち入らせようとするときは、その 5 日前までに、当該空地の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

5 第 3 項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第 号
年 月 日

平川市長



また、空家等の状態が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置をされている場合は、下記まで連絡してください。

記

1	空家等の所在地	平川市
2	空家等の状態 (管理不全空家等と認められる理由)	
3	所有者等の氏名及び住所	
	建築物等	
	その敷地	
4	所有者等と判断した理由	(1) 不動産登記情報による登記名義人 (2) 前号の相続人 (3) その他 ()
5	担当及び連絡先	

様式第9号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

平川市長 印

管理不全空家等状態改善通知書

あなた（相続人である場合を含む。）が所有又は管理する下記の空家等は、空家等の状態が改善され、法第13条の管理不全空家等でないと認められますので、その旨を通知します。

引き続き、法に基づき適切に管理していただきますよう、お願いいたします。

記

1 空家等の所在地	平川市
2 管理不全空家等でないと認めた日	年 月 日
3 管理不全空家等でないと認められる理由	
4 担当及び連絡先	

様式第10号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

平川市長 印

管理不全空家等に関する指導書

あなたが所有又は管理する下記の管理不全空家等については、管理不全空家等の状態が改善されていないため、下記のとおり速やかに必要な措置をとるよう空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき指導します。

また、本通知により指導をしたにもかかわらず、管理不全空家等の状態が改善されないと認められるときは、法第13条第2項の規定により勧告を行うことがあります。

当該勧告をした場合は、管理不全空家等の敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなりますので、申し添えます。

なお、履行期限までに措置を行った場合は、下記担当まで連絡してください。

記

1 管理不全空家等の所在地	平川市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 管理不全空家等の状態	
4 指導事項	
5 履行期限	年 月 日
6 指導の責任者等及び連絡先	責任者 担 当 連絡先

様式第 1 1 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

平川市長 印

管理不全空家等に関する勧告書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）第 1 3 条の管理不全空家等に該当すると認められたため、法第 1 3 条第 1 項の規定に基づき 年 月 日付け第 号の指導書により対策をとるよう指導をしてきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに必要な措置をとるよう、法第 1 3 条第 2 項の規定に基づき勧告します。

記

1 管理不全空家等の所在地	平川市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 勧告に係る措置の内容	
4 勧告に至った事由	
5 措置の期限	年 月 日
6 勧告の責任者等及び連絡先	責任者 担 当 連絡先

備考

- 1 措置の期限までに、勧告に係る措置の内容を実施した場合は、遅滞なく担当まで報告をすること。
- 2 管理不全空家等の敷地が、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 4 9 条の 3 の 2 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 3 措置が実施されず、法第 2 条第 2 項に定める特定空家等となった場合、必要に応じて、法第 2 2 条に基づき、必要な措置をとることとなります。

様式第 1 2 号（第 5 条関係）

第 年 月 日 号

様

平川市長 印

特定空家等該当通知書

あなた（相続人である場合を含む。）が所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の特定空家等に該当すると認められますので、その旨を通知します。

空家等の状態が改善されない場合は、法第 2 2 条第 1 項の助言又は指導を行うこととなります。改善方法等について情報の提供等が必要な場合は、下記まで連絡してください。

なお、所有者等については、法に基づき市で調査いたしました。あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）が所有又は管理していない場合は、下記までにご連絡いただくとともに、その旨を証する書類の写しをご提出ください。連絡及び書類の写しの提出がない場合は、あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）を所有者等とし、情報の提供、助言等を行います。

また、空家等の状態が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置をされている場合は、下記まで連絡してください。

記

1	空家等の所在地	平川市
2	空家等の状態 （特定空家等と認められる理由）	
3	所有者等の 氏名及び住所	建築物等 その敷地
4	所有者等と判断した理由	(1) 不動産登記情報による登記名義人 (2) 前号の相続人 (3) その他（ ）
5	担当及び連絡先	

様式第 1 3 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

平川市長 印

特定空家等状態改善通知書

あなた（相続人である場合を含む。）が所有又は管理する下記の空家等は、空家等の状態が改善され、法第 2 条第 2 項の特定空家等でないと認められますので、その旨を通知します。

引き続き、法に基づき適切に管理していただきますよう、お願いいたします。

記

1 空家等の所在地	平川市
2 特定空家等でないと認めた日	年 月 日
3 特定空家等でないと認められる理由	
4 担当及び連絡先	

様式第 1 4 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

平川市長 印

空家等の適切な管理に関する指導書

あなたが所有又は管理する下記の特定空家等については、特定空家等の状態が改善されていないため、下記のとおり速やかに必要な措置をとるよう空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）第 2 2 条第 1 項の規定に基づき指導します。

また、本通知により指導をしたにもかかわらず、当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、法第 2 2 条第 2 項の規定により勧告を行うことがあります。

当該勧告をした場合は、特定空家等の敷地が、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 4 9 条の 3 の 2 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなりますので、申し添えます。

なお、履行期限までに措置を行った場合は、下記担当まで連絡してください。

記

1 特定空家等の所在地	平川市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 特定空家等の状態	
4 指導事項	
5 履行期限	年 月 日
6 指導の責任者等及び連絡先	責任者 担 当 連絡先

様式第 1 5 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

平川市長



空地の適切な管理に関する指導書

あなたが所有又は管理する下記の空地については、危険な状態が改善されていないため、下記のとおり速やかに必要な措置をとるよう平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例第 1 3 条第 2 項の規定に基づき指導します。

また、本通知により指導をしたにもかかわらず、当該空地の状態が改善されないと認められるときは、条例第 1 4 条第 2 項の規定により勧告を行うことがあります。

なお、履行期限までに措置を行った場合は、下記担当まで連絡してください。

記

1 対象となる空地の所在地	平川市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 空地の状態	
4 指導事項	
5 履行期限	年 月 日
6 指導の責任者等及び連絡先	責任者 担 当 連絡先

様式第 16 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

平川市長 印

空家等の適切な管理に関する勧告書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の特定空家等に該当すると認められたため、法第 22 条第 1 項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の指導書により対策をとるよう指導をしてきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに必要な措置をとるよう、法第 22 条第 2 項の規定に基づき勧告します。

記

1 特定空家等の所在地	平川市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 勧告に係る措置の内容	
4 勧告に至った事由	
5 措置の期限	年 月 日
6 勧告の責任者等及び連絡先	責任者 担 当 連絡先

備考

- 1 措置の期限までに、勧告に係る措置の内容を実施した場合は、遅滞なく担当まで報告をすること。
- 2 措置の期限までに、正当な理由がなくて勧告に係る措置の内容をとらなかった場合は、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 特定空家等の敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第 1 7 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

平川市長 印

空地の適切な管理に関する勧告書

あなたが所有又は管理する下記の空地は、危険な状態が改善されていないため、平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例第 1 3 条第 2 項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の指導書により対策をとるよう指導をしてきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに必要な措置をとるよう、条例第 1 4 条第 2 項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる空地の所在地	平川市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 勧告に係る措置の内容	
4 勧告に至った事由	
5 措置の期限	年 月 日
6 勧告の責任者等及び連絡先	責任者 担 当 連絡先

備考

- 1 措置の期限までに、勧告に係る措置の内容を実施した場合は、遅滞なく担当まで報告をすること。
- 2 措置の期限までに、正当な理由がなくて勧告に係る措置の内容をとらなかった場合は、条例第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

様式第 18 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

平川市長 印

空家等の適切な管理に関する命令書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の特定空家等に該当すると認められたため、法第 22 条第 2 項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の勧告をし、また、法第 22 条第 4 項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書により命令を行う旨の事前通知をしましたが、現在に至っても通知した措置がなされていませんでした。
ついては、下記のとおり措置をとることを、法第 22 条第 3 項の規定に基づき命令します。

記

1 特定空家等の所在地	平川市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命令に係る事前の通知に対する意見等の有無	有 ・ 無
4 命令に係る措置の内容	
5 命ずるに至った事由	
6 措置の期限	年 月 日
7 命令の責任者等及び連絡先	責任者 担 当 連絡先

備考

- 1 措置の期限までに、命令に係る措置の内容を実施した場合は、遅滞なく担当まで報告をすること。
- 2 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 措置の期限までに、措置の内容を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

教示

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第 19 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

平川市長 印

空地の適切な管理に関する命令書

あなたが所有又は管理する下記の空地は、危険な状態が改善されていないため、平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例第 14 条第 2 項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の勧告をし、また、条例第 15 条第 3 項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書により命令を行う旨の事前通知をしましたが、現在に至っても通知した措置がなされていませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを、条例第 15 条第 2 項の規定に基づき命令します。

記

1 対象となる空地の所在地	平川市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命令に係る事前の通知に対する意見等の有無	有 ・ 無
4 命令に係る措置の内容	
5 命ずるに至った事由	
6 措置の期限	年 月 日
7 命令の責任者等及び連絡先	責任者 担 当 連絡先

備考

- 1 措置の期限までに、命令に係る措置の内容を実施した場合は、遅滞なく担当まで報告をすること。
- 2 本命令に違反した場合は、条例第25条第3項の規定に基づき、5万円以下の過料に処せられます。
- 3 措置の期限までに、命令に係る措置を講じない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、条例第17条第4項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

教示

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第 2 0 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

平川市長 印

空家等の適切な管理に関する命令に係る事前の通知書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の特定空家等に該当すると認められたため、法第 2 2 条第 2 項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第 2 2 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第 2 2 条第 4 項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第 5 項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から 5 日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1 特定空家等の所在地	平川市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命じようとする措置の内容	
4 命ずるに至った事由	
5 意見書の提出期限	年 月 日
6 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先	送付先 担 当 連絡先

※ 命じようする措置の内容を実施した場合は、遅滞なく担当まで報告をすること。

様式第 2 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

平川市長 様

提出者 住所
氏名
電話番号
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

空家等の適切な管理に関する命令に係る事前の通知に対する意見書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、下記のとおりの意見及び自己に有利な証拠を提出します。

記

1 特定空家等の所在地	平川市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命令に係る事前の通知に対する意見	
4 自己に有利な証拠の提出の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。
- 3 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

様式第 2 2 号（第 9 条関係）

年 月 日

平川市長 様

提出者 住所

氏名

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

空家等の適切な管理に関する命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書

年 月 日付け 第 号の空家等の命令に係る事前の通知書に対して、下記のとおり意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

1 特定空家等の所在地	平川市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 意見の聴取に出席しようとする者の氏名、住所及び連絡先	

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 代理人が意見の聴取に出席する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

様式第 2 3 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

平川市長 印

空地の適切な管理に関する命令に係る事前の弁明の機会の付与通知書

あなたが所有又は管理する下記の空地は、危険な状態が改善されていないため、平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例第 1 4 条第 2 項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の勧告をしましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、条例第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなります。

ついては、この処分に先立ち、下記のとおり弁明の機会を付与しますので、弁明したいことがある場合は、空地の命令に係る事前の通知に対する弁明書を提出してください。

記

1 対象となる空地の所在地	平川市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命じようとする措置の内容	
4 命ずるに至った事由	
5 弁明書の提出期限	年 月 日
6 弁明書の提出先	送付先 担 当 連絡先

備考

- 1 弁明書と併せて証拠書類等を提出することができます。
- 2 提出期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。

様式第 2 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

平川市長 様

提出者 住所
氏名
電話番号
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

空地の適切な管理に関する命令に係る事前の通知に対する弁明書

下記のとおり弁明しますので、平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例施行規則第 9 条第 4 項の規定により提出します。

記

1 対象となる空地の所在地	平川市
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命令の内容に対する弁明	
4 証拠書類等の提出の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。
- 3 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

様式第 25 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

平川市長 印

空家等の適切な管理に関する命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して
年 月 日付け命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書の提出があ
りましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下
「法」という。）第 22 条第 6 項の規定により、下記のとおり公開による意見の聴取を行う
ため出頭を求めますので、法第 22 条第 7 項の規定によりその旨を通知します。なお、同
項の規定により公告していることを申し添えます。

また、法第 22 条第 8 項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、
自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1 特定空家等の所在地	平川市
2 所有者等の住所及び 氏名	
3 命じようとする措置 の内容	
4 聴取の期日及び場所	

様式第 2 6 号（第 1 1 条関係）

標 識

下記の特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 2 条第 3 項の規定に基づき措置をとることを、
年 月 日付け 第 号の命令書により、命ぜられています。

記

1 特定空家等の所在地	平川市
2 命令に係る措置の内容	
3 命ずるに至った事由	
4 措置の期限	年 月 日
5 命令の責任者等及び連絡先	責任者 担 当 連絡先

様式第 2 7 号（第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

平川市長 印

空地の適切な管理に関する公表に係る事前の弁明の機会の付与通知書

あなたが所有又は管理する下記の空地は、危険な状態が改善されていないため、平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例第 1 5 条第 2 項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の命令をしましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

ついては、この公表に先立ち、下記のとおり弁明の機会を付与しますので、弁明したいことがある場合は、空地の公表に係る事前の通知に対する弁明書を提出してください。

記

1 公表の内容	
2 公表をする理由	
3 公表予定期間	年 月 日から空地の危険な状態が解消されるまでの間
4 公表の方法	1 市役所及び各支所の掲示場への掲示 2 市のホームページへの掲載 3 その他市長が必要と認める方法
5 弁明書の提出期限	年 月 日
6 弁明書の提出先	提出先 担 当 連絡先

備考

- 1 弁明書と併せて証拠書類等を提出することができます。
- 2 提出期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。

様式第 28 号（第 12 条関係）

年 月 日

平川市長 様

提出者 住所
氏名
電話番号
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

空地の適切な管理に関する公表に係る事前の通知に対する弁明書

下記のとおり弁明しますので、平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例施行規則第 12 条第 3 項の規定により提出します。

記

1 空地の所在地	平川市
2 公表の内容に対する 弁明	
3 証拠書類等の提出の 有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。
- 3 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

様式第 2 9 号（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

平川市長



空家等の適切な管理に関する戒告書

あなたが所有又は管理する下記の特定空家等に対し、 年 月 日付け
第 号の命令書により措置をとるよう命じました。この命令を下記の履行
期限までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律
第 1 2 7 号）第 2 2 条第 9 項の規定に基づき、下記の特定空家等に対する措置を執行いた
しますので、行政代執行法（昭和 2 3 年法律第 4 3 号）第 3 条第 1 項の規定によりその
旨を戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づきあなたか
ら徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じて
も、市は、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 特定空家等の所在地 等	(所在地) 平川市 (用 途) (構 造) (規 模)
2 所有者等の住所及び 氏名	
3 命令に係る措置の 内容	
4 履行期限	年 月 日
5 担当課及び連絡先	担当課 連絡先

教示

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第 3 0 号（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

平川市長



空地の適切な管理に関する戒告書

あなたが所有又は管理する下記の空地に対し、 年 月 日付け
第 号の命令書により措置をとるよう命じました。この命令を下記の履行
期限までに履行しないときは、平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例第 1 7 条
第 4 項の規定に基づき、下記の土地に対する措置を執行いたしますので、行政代執行法（昭
和 2 3 年法律第 4 3 号）第 3 条第 1 項の規定によりその旨を戒告します。
なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づきあなたか
ら徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じて
も、市は、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 空地の所在地等	(所在地) 平川市 (用 途) (面 積)
2 所有者等の住所及び 氏名	
3 命令に係る措置の 内容	
4 履行期限	年 月 日
5 担当課及び連絡先	担当課 連絡先

教示

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第 3 1 号（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

平川市長



空家等の適切な管理に関する代執行令書

あなたが所有又は管理する下記の特定空家等に対し、 年 月 日付け
第 号の戒告書により措置をとるよう戒告しましたが、履行期限までに義
務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法
律第 1 2 7 号）第 2 2 条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行
政代執行法（昭和 2 3 年法律第 4 3 号）第 3 条第 2 項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づきあなたか
ら徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じて
も、市は、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 特定空家等の所在地 等	(所在地) 平川市 (用 途) (構 造) (規 模)
2 所有者等の住所及び 氏名	
3 代執行に係る措置 の内容	
4 代執行の時期	年 月 日から 年 月 日まで
5 執行責任者	担当課 氏 名 連絡先
6 代執行に要する費 用の概算見積額	約 円

教示

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第 3 2 号（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

平川市長



空地の適切な管理に関する代執行令書

あなたが所有又は管理する下記の空地に対し、 年 月 日付け
第 号の戒告書により措置をとるよう戒告しましたが、履行期限までに義務が履行されませんでしたので、平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例第 1 7 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法(昭和 2 3 年法律第 4 3 号) 第 3 条第 2 項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、市は、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 空地の所在地等	(所在地) 平川市 (用 途) (面 積)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 代執行に係る措置の内容	
4 代執行の時期	年 月 日から 年 月 日まで
5 執行責任者	担当課 氏 名 連絡先
6 代執行に要する費用の概算見積額	約 円

教示

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第 3 3 号（第 1 3 条関係）

(表)

9 cm

6 cm

執行責任者証

所 属
職 名
氏 名
生年月日

(写真)

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。
年 月 日

平川市長

印

1. 代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）
記載の特定空家等に対する措置
2. 代執行をなすべき時期
年 月 日から 年 月 日まで

(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）
（特定空家等に対する措置）
第 2 2 条 略
2 ～ 8 略
9 市町村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 2 3 年法律第 4 3 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
1 0 ～ 1 7 略

行政代執行法（抜粋）
第 4 条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様式第 3 4 号（第 1 3 条関係）

(表)

9 cm

6 cm

執行責任者証

所 属
職 名
氏 名
生年月日

(写真)

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。
年 月 日

平川市長

印

1. 代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）
記載の危険な空地に対する措置

2. 代執行をなすべき時期
年 月 日から 年 月 日まで

(裏)

平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例（抜粋）
(代執行)
第 1 7 条 略
2・3 略
3 市長は、第 1 5 条第 2 項の規定による命令を受けた者が、当該命令に係る措置を講じない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和 2 3 年法律第 4 3 号）の定めるところにより代執行を行うことができる。

行政代執行法（抜粋）
第 4 条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様式第 3 5 号（第 1 5 条関係）

年 月 日

平川市長 様

住 所
氏 名
電話番号

緊急安全措置に関する同意書

平川市空家等の適切な管理に関する条例第 1 8 条の規定による緊急安全措置について、下記の事項に同意します。

また、当該措置に係る費用について、下記のとおりこれを負担することに併せて同意し、当該措置後必ず納付します。

記

所有者等の氏名及び住所	
空家等又は空地の所在地及び種別	
緊急安全措置の内容	
緊急安全措置費用概算額	円 上記費用は見積概算額であり、実際に要した費用の額は後日通知するので、送付された納付書により納付すること。
備 考	

様式第 3 6 号（第 1 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

平川市長 印

空地の過料に係る事前の弁明の機会の付与通知書

あなたが所有又は管理する下記の空地は、危険な状態が改善されていないため、平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例第 1 5 条第 2 項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の命令をし、また、条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき公表をしましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

ついては、条例第 2 5 条第 4 項の規定により、下記のとおり弁明の機会の付与しますので、弁明したいことがある場合は、空地の過料に係る事前の通知に対する弁明書を提出してください。

記

1 所有者等の氏名及び住所	
2 空家等の所在地及び種別	
3 予定される過料の内容及び原因	
4 弁明書の提出期限	年 月 日
5 弁明書の提出先	提出先 担 当 連絡先

備考

- 1 弁明書と併せて証拠書類等を提出することができます。
- 2 提出期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。

様式第 3 7 号（第 1 9 条関係）

年 月 日

平川市長 様

提出者 住所
氏名
電話番号
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

空地の過料に係る事前の通知に対する弁明書

下記のとおり弁明しますので、平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例施行規則第 1 9 条第 2 項の規定により提出します。

記

1 空地の所在地	平川市
2 過料の内容に対する 弁明	
3 証拠書類等の提出の 有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。
- 3 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。